

(走行試験に対する臨時運行許可に関するパブリックコメント意見)

「対象となる自動車製作者等」にLPG等の改造事業者で「排出ガス低減性能向上改造認定実施要領」に適合する事業者を追加されたい。

(回答)

排出ガス低減性能向上改造の認定を受けた事業者は、改造部位の品質に関して責務を負いますが、自動車製作者は、認証を受けた自動車全般について品質に関する責務を負います。

したがって、両者の間では走行試験による評価項目、頻度において大きな開きがあるものと考えられ、排出ガス低減性能向上改造の認定を受けようとする方は、「対象となる自動車製作者等」に含むことはできないと考えています。